

2021年9月30日

## 吸収合併に係る事後開示書類（存続会社）

株式会社アドバネクス  
代表取締役社長 加藤 精也

当社は、船橋電子株式会社（以下「船橋電子」という）と2021年7月26日付で締結した合併契約に基づき、2021年9月30日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、船橋電子を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という）を行いました。

会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に基づき、下記のとおり開示いたします。

### 記

#### 1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2021年9月30日

#### 2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

##### (1) 吸収合併等をやめることの請求

船橋電子が発行する全株式を当社が保有しているため、該当事項はありませんでした。

##### (2) 反対株主の株式買取請求

船橋電子が発行する全株式を当社が保有しているため、該当事項はありませんでした。

##### (3) 新株予約権買取請求

船橋電子は、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありませんでした。

##### (4) 債権者の異議

船橋電子は、会社法第789条第2項の規定に基づき、債権者に対し、2021年8月5日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で知れている債権者へ個別の催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

#### 3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

##### (1) 吸収合併等をやめることの請求

本吸収合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

##### (2) 反対株主の株式買取請求

当社は、会社法第797条第3項および第4項の規定に基づき、2021年8月5日付で株主に対する通知に代わる公告を行いました。株主から反対の通知はありませんでした。

した。なお、本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併に該当するため、同法 797 条第 1 項の規定に定める株式の買取請求の適用はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項および同第 3 項の規定に基づき、債権者に対し、2021 年 8 月 5 日付で官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いました。が、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本吸収合併の効力発生日である 2021 年 9 月 30 日をもって、船橋電子からその資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）  
別紙のとおりです。

6. 吸収合併の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）  
2021 年 10 月 8 日（予定）

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）  
該当事項はありません。

以 上

2021年8月5日

吸収合併に係る事前備置書類（消滅会社）

船橋電子株式会社

代表清算人 若林 史樹

当社は、会社法第782条および会社法施行規則第182条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1. のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1号）

当社は、効力発生日時点において、吸収合併存続会社である株式会社アドバネクス（以下「アドバネクス」という）の完全子会社であるため、本吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第2号）

上記2. のとおり合併対価を交付しないため、合併対価について参考となるべき事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

（会社法施行規則第182条第3号）

当社は、新株予約権を発行しておりません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第4号）

[吸収合併存続会社]

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

アドバネクスは、有価証券報告書および四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容  
該当事項はありません。

[吸収合併消滅会社]

清算株式会社であるため該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 5 号）

本吸収合併効力発生後のアドバネクスの資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後のアドバネクスの収益状況およびキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併後におけるアドバネクスの債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

7. 事前備置開始後の上記各事項の変更（会社法施行規則第 182 条第 6 号）

事前備置開始後に上記各事項に変更が生じたときは、直ちに修正いたします。

以 上



## 合併契約書

株式会社アドバネクス（以下「甲」という）および船橋電子株式会社（以下「乙」という）は、次の通り本契約を締結する。

### 第1条（合併の方法）

甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。

### 第2条（商号および住所）

吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は、次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

（商号）株式会社アドバネクス

（住所）東京都北区田端六丁目1番1号

(2) 吸収合併消滅会社

（商号）船橋電子株式会社

（住所）千葉県船橋市栄町二丁目10番1号

### 第3条（合併の対価の割当て）

甲は、合併に際し、乙の株主に対して対価を割り当てないものとする。

### 第4条（増加すべき存続会社の資本金等）

甲は、合併に際し、資本金、準備金等を増加しないものとする。

### 第5条（効力発生日）

合併の効力発生日は2021年9月30日とする。ただし、同日までに合併に必要な手続を遂行できないときは、甲乙協議のうえ会社法の規定に従い、これを変更することができる。

### 第6条（合併財産の承継）

乙は、乙が所有する一切の資産、負債および権利義務を効力発生日に甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

### 第7条（会社財産の善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理を運営するものとし、その資産、負債および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議のうえ、これを実行する。

第8条（役員）

甲は、合併に際し、新たに取締役および監査役を選任しない。

第9条（合併条件の変更および合併契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲および乙の資産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、合併条件を変更、または本契約を解除することができる。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲は原本を、乙はその写しをそれぞれ保有する。

2021年7月26日

甲： 東京都北区田端六丁目1番1号  
株式会社アドバネクス  
代表取締役社長 加藤 精也



乙： 千葉県船橋市栄町二丁目10番1号  
船橋電子株式会社  
代表清算人 若林 史輔

